

緊急事態条項の新設を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小零細企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また、「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が、今後30年以内に高い確率で予想されている。東日本大震災の際には、災害対策基本法に規定されている「災害緊急事態」が布告されず、緊急政令が出されなかったため、被災地ではガソリン等の不足や震災ガレキ撤去の遅れが生じ、関連死の増加にも繋がった。加えて、被災地地方自治体の機能停止も問題となった。

また、北朝鮮のミサイル発射が相次ぐなど我が国周辺に国際的な緊張が増している状況においては、外国からの予期せぬ攻撃などの安全保障に関わる緊急事態に対して国民の安全を守るために、避難・救援等に万全の態勢を構築していくことは、国を挙げて不断に努めるべき施策である。

しかしながら、今後、どれほど重大な緊急事態が発生しても、現在の法体系では、平時の延長線上での国家運営を行わざるを得ない状態にあり、十全な対応ができない恐れがある。

緊急時において、国家の責務と権限を明確にし、国民の生命と財産を守るための最大機能を発揮させるために、法令の緊急事態規定に関する多岐にわたる論点を整理し、国民に分かりやすく提示して理解を得たうえで、緊急事態条項を新たに設けることが必要である。

よって、国におかれては、緊急事態条項を新設することに取り組まれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣 宛

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

